

児童生徒等が新型コロナウイルス感染者等になった場合について
【登校園の可否 早見表】

尼崎市教育委員会事務局

これらの対応は、市内の感染状況などにより、今後、変更する可能性があります。
お子様ご本人や同居家族が、以下のような状況になりましたら、必ず学校・幼稚園に連絡をしてください。

状 況	該 当 者		登校園の可否	登校園について (登校園できない場合は出席停止となります)
	本人	同居家族		
①感染者になった場合	■		×	医師や保健所の指示により、登校園可能(治癒)となるまでの間、登校園できません。
		■	×	保健所の指示ができるまでの間、登校園できません。(本人の検査の有無について疫学調査が実施されます。)
②発熱等の風邪の症状がみられる場合	■		×	症状がなくなるまで登校園できません。
		■	○	(まん延防止等重点措置期間、緊急事態宣言発令時を除き、)登校園できます。
③発熱等の風邪の症状により検査をする場合	■		×	検査結果(陰性)が出るまでの間、登校園できません。
		■	○	(まん延防止等重点措置期間、緊急事態宣言発令時を除き、)登校園できます。
④濃厚接触者になって検査をする場合	■		×	検査結果が陰性であっても、感染者と最後に接触をした日の翌日から14日間、登校園できません。
		■	×	検査結果(陰性)が出るまでの間、登校園できません。
⑤まわりで感染者が確認され、濃厚接触者ではないが、念のために検査をする場合	■		×	検査結果(陰性)が出るまでの間、登校園できません。
		■	○	(まん延防止等重点措置期間、緊急事態宣言発令時を除き、)登校園できます。
⑥けが等で入院するために検査をする場合	■	■	○	登校園できます。
⑦職場等の決まりで定期的に検査をする場合(まわりに感染者が出たことに伴うものでない場合)	■	■	○	登校園できます。

※「検査」とは、PCR検査・抗原検査等のことです。
※あくまで原則であり、場合によっては適用されないこともあります。
※これ以外の場合は、学校・幼稚園にお問い合わせください。

児童生徒等やその家族に基礎疾患があったり同居家族に高齢者がいる場合、または感染の不安を理由に登校園できない場合など、配慮すべき事情がある場合には、学校・幼稚園にご相談ください。